（介護保険法施行規則の一部改正）

第四条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額医療合算介護サービス費の支給の申請） **第八十三条の四の四**　（略） 2・3　（略） 4　前項の規定にかかわらず、市町村は、当該申請に係る被保険者が次のいずれかに該当する者であって、計算期間において当該被保険者及びその合算対象者のうち複数の者が居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、当該申請に係る高額医療合算介護サービス費の支給額を計算し、当該被保険者に当該支給額を通知するとともに当該支給額を支給しなければならない。 一　令第二十二条の三第六項第三号へに掲げる者 二　令第二十二条の三第七項第一号へに掲げる者 三　令第二十二条の三第七項第二号へに掲げる者 5・6　（略）	（高額医療合算介護サービス費の支給の申請） **第八十三条の四の四**　（略） 2・3　（略） 4　前項の規定にかかわらず、市町村は、当該申請に係る被保険者が次のいずれかに該当する者であって、計算期間において当該被保険者及びその合算対象者のうち複数の者が居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、当該申請に係る高額医療合算介護サービス費の支給額を計算し、当該被保険者に当該支給額を通知するとともに当該支給額を支給しなければならない。 一　令第二十二条の三第六項第三号ニに掲げる者 二　令第二十二条の三第七項第一号ニに掲げる者 三　令第二十二条の三第七項第二号ニに掲げる者 5・6　（略）

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第五条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額医療合算介護サービス費の支給の申請） **第八十三条の四の四**　（略） 2・3　（略） 4　前項の規定にかかわらず、市町村は、当該申請に係る被保険者が次のいずれかに該当する者であって、計算期間において当該被保険者及びその合算対象者のうち複数の者が居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、当該申請に係る高額医療合算介護サービス費の支給額を計算し、当該被保険者に当該支給額を通知するとともに当該支給額を支給しなければならない。 一　令第二十二条の三第六項第三号へに掲げる者 二　令第二十二条の三第七項第一号へに掲げる者 三　令第二十二条の三第七項第二号へに掲げる者 5・6　（略）	（高額医療合算介護サービス費の支給の申請） **第八十三条の四の四**　（略） 2・3　（略） 4　前項の規定にかかわらず、市町村は、当該申請に係る被保険者が次のいずれかに該当する者であって、計算期間において当該被保険者及びその合算対象者のうち複数の者が居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、当該申請に係る高額医療合算介護サービス費の支給額を計算し、当該被保険者に当該支給額を通知するとともに当該支給額を支給しなければならない。 一　令第二十二条の三第六項第三号ニに掲げる者 二　令第二十二条の三第七項第一号ニに掲げる者 三　令第二十二条の三第七項第二号ニに掲げる者 5・6　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事療養標準負担額の減額の対象者） **第三十五条**　法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　令第十六条第一項第一号ホ又は第二号ホの規定の適用を受けている者 二　令第十六条第一項第一号ヘ、第二号ヘ又は第四号の規定の適用を受けている者 三　（略）	（食事療養標準負担額の減額の対象者） **第三十五条**　法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　令第十六条第一項第一号ハ又は第二号ハの規定の適用を受けている者 二　令第十六条第一項第一号ニ、第二号ニ又は第四号の規定の適用を受けている者 三　（略）